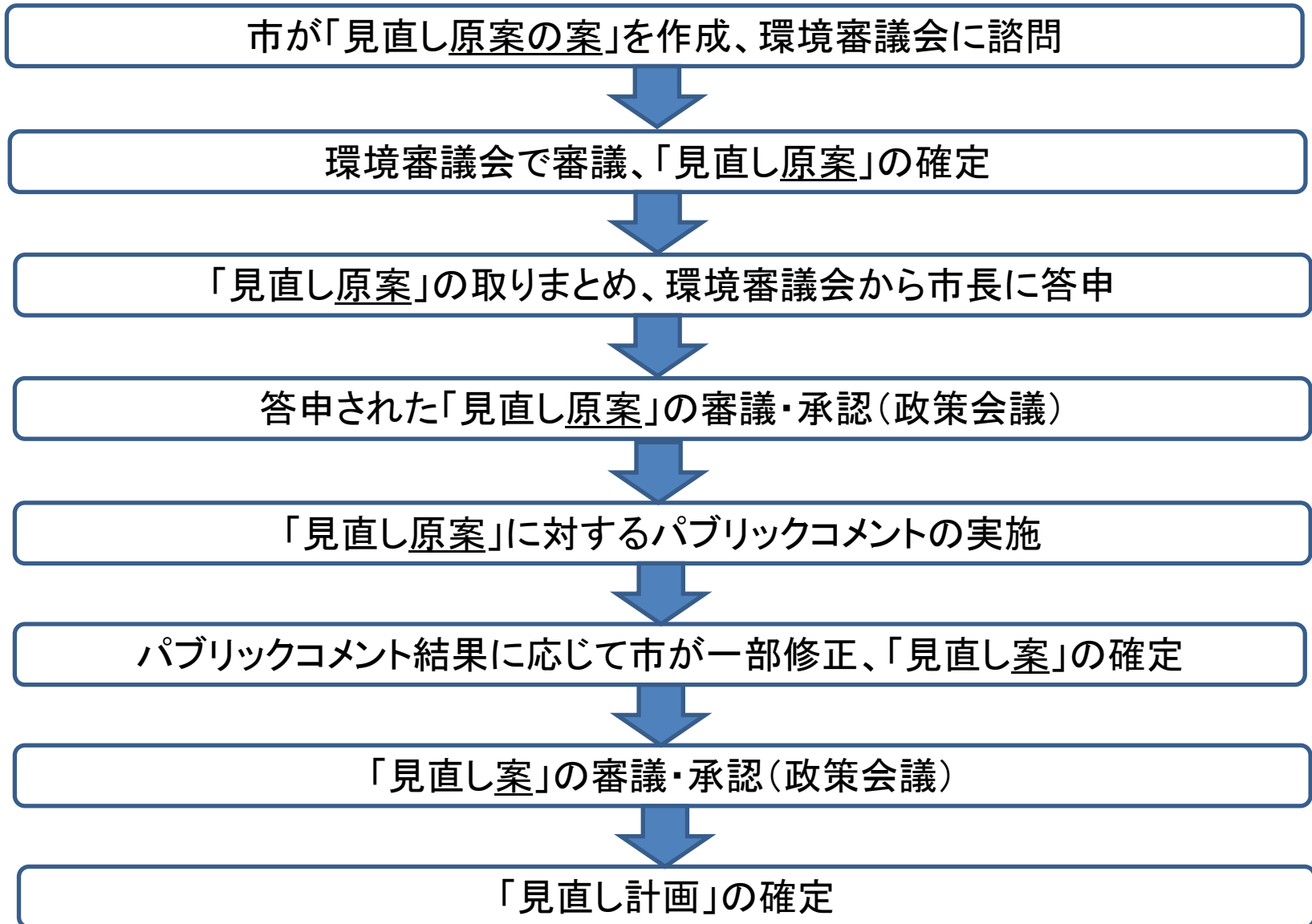


# 見直し作業の流れ



# 本日審議をお願いしたい内容

- 1 第2章『環境の現状と課題』について、市が作成した「見直し原案の案」に対する審議、「見直し原案」としての決定

※ただし、今年度改訂中の「市第5次総合計画」及び「都市マスタープラン」に係る部分は、それぞれの内容確定まで保留とし、次回以降の審議とする。

- 2 第4章『施策の展開と実践行動』及び第5章『計画の推進体制と進行管理』について、市が「見直し原案の案」を作成するに当たっての方向性の審議

## 第2章『環境の現状と課題』

### 「見直し原案の案」における主な変更箇所

(見直し方針に基づく変更)

- 1 計画策定以降の環境・施策等の変化の反映
- 2 市総合計画・都市マスタープラン(今年度改訂)との整合性確保
- 3 市民意見(アンケート)の反映



(記載水準の統一)

#### 4 『課題』の位置付けの統一

- ・課題は、あるべき将来像に向けた「方向性の提示」までにとどめ、「主体」(だれがやる)、「手段」(どうやってやる)、「程度」(どこまでやる)は、第4章で決めるものとする。

#### 5 文章構成の統一

- ・本文の流れを原則として「一般説明」→「現状」→「課題」に揃え、過不足を訂正する。

※ただし、第1節「白井市のすがた」については「現状」の説明のみとする。

# 第4章『施策の展開と実践行動』

## 「見直し原案の案」作成に向けた懸案事項

### 1 【環境指標】について

- ・現行計画では、第2章で提示している「課題」とは直接関係しない環境指標が存在する（例：鉄道利用者数、スポーツレクリエーション開催回数、上水使用量など）。環境指標は「課題」に直結するものに限るべきか、又は、第3章「望ましい環境像」の理念等も踏まえた、より広範なものとするべきか。
- ・現行計画では、課題解決の程度を客観的に評価する指標（例：河川等の水質、大気汚染物質の濃度など）と、市の取組みを主観的に評価する指標（例：環境フォーラム開催回数、地下水汚染対策実施箇所数など）が混在している。環境指標は今後もこれら両者の評価軸であるべきか、又は、両者の区分あるいはいずれかへの一本化を図るべきか。

### 2 【実践行動】について

- ・現行計画では、環境指標の達成に寄与すると思われる実践行動も定められている。実践行動は環境指標の達成に直接・間接に資するものに限るべきか、又は、それ以外の行動も含めたより広範なものとするべきか。
- ・市以外の主体（市民、事業者、団体）の取組みをどの程度の強さで規定すべきか。

# 第5章『計画の推進体制と進行管理』

## 「見直し原案の案」作成に向けた懸案事項

### 1 計画の推進体制について

現行計画では、『(仮称)市民環境会議』の設置を規定しているが、現在まで未組織。

#### ◎『(仮称)市民環境会議』 所掌事項:

- ・計画書p.87「計画の推進母体として、推進方策や進捗管理などに対する意見を交わす」
- ・〃 p.88「年次報告の取りまとめ、市民・事業者意見のとりまとめ」
- ・〃 p.89「年次報告として『白井の環境』を(仮称)市民環境会議に報告し、点検・評価を行う」
  - 「推進母体」とされているが、実態は計画の「進捗管理」を担う性格が強い。
  - 市からの年次報告及び計画の推進方策や進捗管理等に対する意見交換は、現状では環境審議会に対して行っている。

#### ◎『(仮称)市民環境会議』 委員構成:

- ・計画書p.87「市民・市民団体・事業者及び市により構成」
  - 外部委員構成は環境審議会の委員構成に内包される。(環境審議会の委員構成:「学識経験を有する者、市内事業者、市民、市内団体の代表者」)

⇒ 『(仮称)市民環境会議』に代わり、市が主体となって年度実績や市民・事業者意見を取りまとめ、環境審議会に対し年次報告を行う体制に変更するべきか。

# 第4章『施策の展開と実践行動』・第5章『計画の推進体制と進行管理』 今後の作業予定

「見直し原案の案」作成に向けた方向性の審議（本日）

市で「原案の案」のたたき台作成、各委員に送付（郵送又はEメール）（8月末頃）

各委員から意見返送（9月中旬頃）

委員意見に基づく訂正（相反意見については第2回審議会で決定）

第2回環境審議会で「原案の案」提示、審議、「原案」決定（10月上旬頃）